

令和7年 第5回

田 村 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

田 村 市 農 業 委 員 会

議 事 録

1. 開催日時 令和7年5月20日（金） 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち16名
田村市農地利用最適化推進委員19名のうち5名

1 番	遠藤良一委員	3 番	荻野右近委員	4 番	田村 茂委員
5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員	7 番	白岩良一委員
8 番	渡邊 元委員	9 番	和田春信委員	10 番	柳沼政一委員
11 番	鹿又良司委員	13 番	菊地幸広委員	14 番	箭内正彦委員
15 番	宗像昭一委員	16 番	吉田清吉委員	18 番	渡邊慶幸委員
19 番	佐藤伸夫委員				

③番	二瓶賢一委員	⑦番	菅野美喜委員	⑧番	矢吹 勇委員
⑭番	伊藤博之委員	⑰番	佐藤徳一委員		

4. 欠席委員 2 番 吉田典良委員 12 番 土屋福一委員 17 番 小池あおい委員

5. 農業委員会事務局職員

局長
総務係長
副主査

三 浦 栄 喜
佐 藤 兵 庫
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

16 番	吉 田 清 吉 委員
18 番	渡 邊 慶 幸 委員

8. 提出案件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第 5 号 福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する
意見決定について

議案第 6 号 現況確認証明について

9. 会議の経過概要 （開会 午後 1 時 3 0 分）

事務局	皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。 す。ただいまより令和7年第5回田村市農業委員会総会を開会いたします。 会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。																				
会 長	(会長あいさつ)																				
事務局	それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。																				
議 長	始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。																				
事務局	「議長、事務局」 本日、都合により欠席の届出がございましたのが、 2 番 吉田典良農業委員、1 2 番 土屋福一農業委員、1 7 番 小池あおい農業委員であります。																				
議 長	事務局から報告がありましたとおり、本日は定数 1 9 名に対し、1 6 名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。 それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第5回総会を開会いたします。 また、本日は農地利用最適化推進委員、5 名の方々にご出席いただいております。 次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、 「1 6 番 吉田 清吉 委員」、「1 8 番 渡邊 慶幸 委員」を指名いたします。 ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、 <table><tr><td>議案第1号</td><td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td><td>1 1 件</td></tr><tr><td>議案第2号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について</td><td>1 件</td></tr><tr><td>議案第3号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td><td>2 件</td></tr><tr><td>議案第4号</td><td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）</td><td>1 件</td></tr><tr><td>議案第5号</td><td>福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について</td><td>4 件</td></tr><tr><td>議案第6号</td><td>現況確認証明について</td><td>2 0 件</td></tr></table>			議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	1 1 件	議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1 件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2 件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1 件	議案第5号	福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について	4 件	議案第6号	現況確認証明について	2 0 件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	1 1 件																			
議案第2号	農地法第5条の規定に基づく許可処分の取消願出について	1 件																			
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	2 件																			
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1 件																			
議案第5号	福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について	4 件																			
議案第6号	現況確認証明について	2 0 件																			

	以上、３９件であります。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 次に、本日の会議の進め方について申し上げます。 ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 「議案第１号 農地法第３条の規定に基づく許申請について」を議題といたします。 整理番号１番から１１番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第１号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。 それでは、整理番号１番について、 １番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
１ 番 委 員	１番 遠藤 良一 報告 １番遠藤です。整理番号１番についてご報告します。５月１７日の午前に、譲受人、遠藤義一推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲受人の父親の代から申請地を借りており、譲受人もそのまま借りて耕作をされておりましたが、譲渡人のご子息は地元へ戻ってこないとのことで、そのまま所有権を移転し耕作を続けて欲しいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号２番について、 ５番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
５ 番 委 員	５番 松本 文子 報告 ５番松本です。整理番号２番についてご報告します。５月１７日の午前に、譲渡人、譲渡人の奥様、吉田勝行推進委員と４名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号３番について、 ６番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
６ 番 委 員	６番 吉田 篤也 報告 ６番吉田です。整理番号３番についてご報告します。５月１６日の午後に、譲受

	人、菅野美喜推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人はこれまで別の方に貸しておりましたが、返還したいとのことから譲受人に相談したところ、譲受人が買い受けますとのことで、今回の申請となりました。申請地につきましては、現状のまま使用しますとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号４番について、 7 番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	7 番 白岩 良一 報告 7 番白岩です。整理番号４番についてご報告します。本案件は、先月の農業委員会総会にて許可処分の取消願出が決定された案件であります。申請内容につきましても、間違いのないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号５から６番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	9 番 和田 春信 報告 9 番和田です。整理番号５番および６番についてご報告します。整理番号５番につきましては、５月１７日の午前に、譲受人、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、田んぼの水温としては多少低いと感じましたが、農地としての利用で所有権移転を行うとのことで、問題ないことを確認してまいりました。整理番号６番につきましては、５月１３日の午後に、代理人である石井行政書士の事務所のご担当者、渡邊辰治推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、一部車庫として使用していたところを復元し、農地として使用するとのことで、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号７から８番について、 10 番 柳沼 政一 委員、ご報告をお願いいたします。
10 番 委 員	10 番 柳沼 政一 報告 10 番柳沼です。整理番号７番および８番についてご報告します。整理番号７番および８番につきましては、譲渡人が同一でありますのでまとめてご報告いたします。５月１５日の午後に、代理人である桑原行政書士、佐久間耕栄推進委員と３名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人が相続されましたが、父親の代から両譲受人が借りて耕作をされていたとのことで、今回、正式に所有権の移転を行い、耕作・管理等をしてゆきたいとのことでの申請でありました。申請地につきましても、両案件とも適正に管理されており、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議 長	ありがとうございました。次に整理番号 9 番について、 1 4 番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。
1 4 番 委 員	1 4 番 箭内 正彦 報告 1 4 番箭内です。整理番号 9 番についてご報告します。5 月 1 6 日の午後に、譲渡人、佐藤徳一推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲受人が空き家バンクを利用し申請地の隣の宅地を購入した際に、農業を行いたいとのことで、宅地に隣接する申請地を購入するための案件でありました。申請地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 1 0 番について、 1 5 番 宗像 昭一 委員、ご報告をお願いいたします。
1 5 番 委 員	1 5 番 宗像 昭一 報告 1 5 番宗像です。整理番号 1 0 番についてご報告します。5 月 1 8 日の午前に、譲受人、吉田辰男推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、基盤整備による整理を行った農地であり、耕作条件向上のための本申請でありました。申請地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 1 1 番について、 1 6 番 吉田 清吉 委員、ご報告をお願いいたします。
1 6 番 委 員	1 6 番 吉田 清吉 報告 1 6 番吉田です。整理番号 1 1 番についてご報告します。5 月 1 8 日の午前に、譲渡人、譲受人、堀越広美推進委員と 4 名で現地を確認してまいりました。申請につきましては、譲渡人がご高齢になり耕作が難しいため、隣接する農地をお持ちの譲受人へ、売買にて所有権を移転するための申請でありました。申請地につきましても、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 (質疑なしの声) 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。

	よって、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 1 号は終了いたします。 次に「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第 2 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは、整理番号 1 番について、 7 番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。
7 番 委 員	7 番 白岩 良一 報告 7 番白岩です。整理番号 1 番についてご報告します。本案件は、昨年に許可された案件であります。使用貸借建での設定で許可を受けましたが、地役権の設定を予定しておりましたための、今回の許可処分の取消願出でありました。5 月 16 日に、内容等も間違いがないとのことを双方ともに確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可処分の取消願出について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上をもちまして議案第 2 号は終了いたします。 次に「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題といたします。 整理番号 1 番から 2 番について事務局説明願います。

事務局	「議長、事務局」（議案第 3 号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号 1 番について、 9 番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。
9 番 委 員	9 番 和田 春信 報告 9 番和田です。整理番号 1 番についてご報告します。5 月 1 4 日の午後に、代理人である関根行政書士、渡邊辰治推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、二辺が道路に面しており、雨水等につきましては道路の U 字溝へ流れてゆくことを確認いたしました。隣接する農地も譲受人所有の農地であり、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号 2 番について、 1 1 番 鹿又 良司 委員、ご報告をお願いいたします。
1 1 番 委 員	1 1 番 鹿又 良司 報告 1 1 番鹿又です。整理番号 2 番についてご報告します。5 月 1 5 日の午後に、代理人である渡辺行政書士、箭内倉貴推進委員と 3 名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、二辺が道路に面しており、周辺に耕作している農地はございません。鉄板を敷き作業することと、雨水等につきましては法面の面積が大きく、自然浸透で問題ないことを確認いたしました。二年間の期間の一時転用であり、周囲の農地への影響もないことから、問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

	以上をもちまして、議案第3号は終了いたします。 次に「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題といたします。 整理番号1番について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第4号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。 それでは整理番号1番について、 4番 田村 茂 委員、ご報告をお願いいたします。
4 番 委 員	4番 田村 茂 報告 4番田村です。整理番号1番についてご報告します。5月16日の午後に、被設定人、佐藤太巳治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地につきましては、現在の店舗が建設後29年経っているため、敷地の後方へ位置を移し、大型車両の回転スペース等も含めた建て替え工事のための案件でありました。雨水等の処理も、図面の内容等により間違いがないことを確認いたしました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。 次に、「議案第5号 福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。 それでは、議案第5号について事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第5号について議案書により朗読及び内容説明。）

議 長	以上で、議案第５号について事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第５号 福島復興再生特別措置の規定に基づく新集積計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり 「異議なし」と意見決定いたします。 以上をもちまして、議案第５号は終了いたします。 次に、「議案第６号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第６号について議案書により朗読及び内容説明。）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第６号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。 以上をもちまして議案第６号は終了いたします。 これで、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議を賜りありがとうございました。 これをもちまして、令和７年田村市農業委員会第５回総会を閉会といたします。 閉 会 （１４時２８分終了）

令和7年5月20日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人